

決 算 概 要
財 政 狀 況

新十津川町の決算概要

平成23年度の全会計の決算総額は、69億1716万円の予算に対し、歳入が68億8814万円、歳出が66億9807万円となりました。これは、平成22年度の決算と比較すると、歳入が1億2658万円（1.8%）の減少、歳出が3583万円（0.5%）の減少となります。

それぞれの会計決算は、表-1のとおりです。

表-1 各会計決算総括表 (単位:万円)

会 計		予算額	歳入決算額	歳出決算額	歳入-歳出
一 般 会 計		623,671	621,113	602,111	19,002
特 別 会 計	国民健康保険特別会計	35,436	35,364	35,359	5
	後期高齢者医療特別会計	8,445	8,355	8,355	0
	下水道事業特別会計	19,312	19,228	19,228	0
	農業集落排水事業特別会計	4,852	4,754	4,754	0
	小 計	68,045	67,701	67,696	5
総 合 計		691,716	688,814	669,807	19,007

それでは、一般会計の歳入と歳出について、その内容を説明します。

◎一般会計歳入

歳入は、地方交付税や国庫・道支出金等の団体から交付されるお金や借金などの「依存財源」と、まちが独自の判断で税率や金額を決めて直接集める町税や使用料などの「自主財源」の2つに分類できます。歳入全体に占めるそれぞれの割合は、依存財源が82.8%、自主財源が17.2%となっており、依存財源の割合がとも高くなっています。

平成22年度の決算と比較すると、依存財源では国庫支出金が大きく減少しています。これは、平成22年度は、平成21年度の地域活性化対策に係る交付金の繰り越しにより、交付金が大幅に増額していたことが影響

しています。また、町債が大きく増加しているのは、小学校の耐震化に係る大規模改修などの事業の財源としたためです。一方、自主財源では、「財産収入・諸収入など」で、平成22年度決算余剰金のうち1億円を平成23年度へ繰り越したことなどにより、全体で866万円の増加となりました。

歳入の内訳は、表-2のとおりです。

表-2 一般会計歳入 (単位:万円)

		平成22年度決算	平成23年度決算	H23決算-H22決算
依 存 財 源	地方譲与税など	24,432	23,346	△ 1,086
	地方交付税	321,992	324,486	2,494
	国庫支出金	93,656	62,125	△ 31,531
	道 支 出 金	31,867	32,026	159
	町 債	58,219	72,311	14,092
自 主 財 源	町 税	56,735	55,147	△ 1,588
	分担金及び負担金	4,356	5,045	689
	使用料及び手数料	13,250	13,133	△ 117
	財産収入・諸収入など	31,373	33,159	1,786
	繰 入 金	239	335	96
合 計		636,119	621,113	△ 15,006

◎一般会計歳出

歳出は、まちが取り組む仕事を効率的に実行するため、表-3のように目的別に分けられています。平成22年度の決算と比較して、大きく増減があったものについて説明します。

一般的な管理経費である総務費は、貯金の積立が合計2億5000万円増加しました。

福祉に関する経費である民生費は、社会福祉法人明和会に対する貸付金や施設整備等に係る交付金が1億300万円、子ども夢基金への積立金が2億円減少しました。

道路や公営住宅の管理に関する経費である土木費は、記録的な大雪の影響により、除排雪に係る経費が5800万円増加しました。

借金の返済である公債費や職員の人件費に関する経費である職員費は、行財政改革の効果もあり、年々減少しています。

表-3 一般会計歳出 (単位:万円)

	平成22年度 決算	平成23年度 決算	H23決算 -H22決算
総務費	34,799	66,731	31,932
民生費	89,675	63,766	△25,909
衛生費	45,377	48,764	3,387
農林水産業費	27,542	28,610	1,068
商工費	17,812	16,946	△866
土木費	80,167	75,619	△4,548
消防費	21,484	19,098	△2,386
教育費	72,575	70,858	△1,717
公債費	115,892	109,421	△6,471
職員費	96,080	87,870	△8,210
議会、労働、災害復旧費	6,711	14,428	7,717
予備費	0	0	0
合計	608,114	602,111	△6,003

◎基金残高(まちの貯金残高)

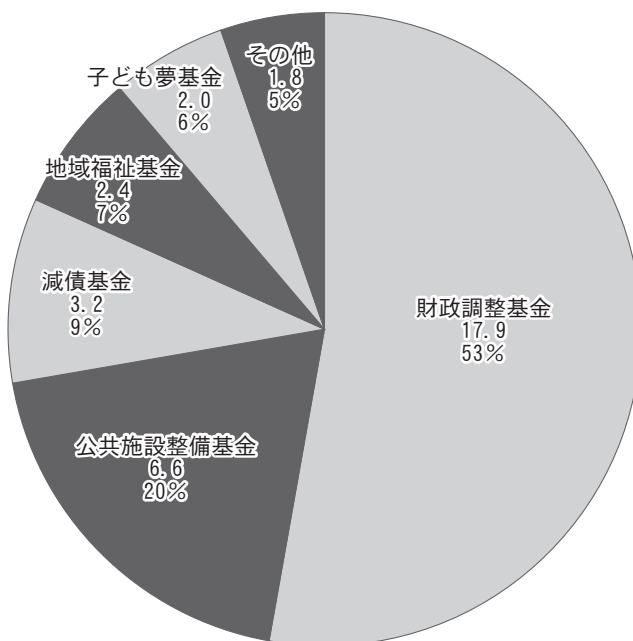
基金とはまちの貯金のことです。平成23年度末では、特別会計も含めた全ての基金総額は33億9000万円になりました。

主な基金の性質と残高は次のとおりです。

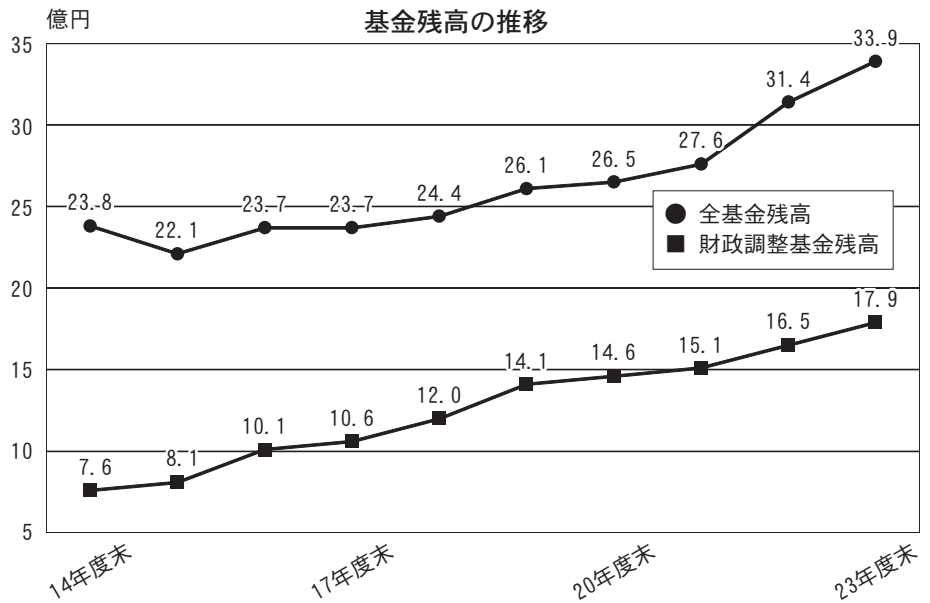
- 財政調整基金…財源不足に備えるための貯金で、残高は17億9000万円です。
- 公共施設整備基金…公共施設の整備の財源に充てるための貯金で、残高は6億6000万円です。
- 減債基金…借金の返済の財源に充てるための貯金で、残高は3億2000万円です。
- 地域福祉基金…地域福祉を推進する事業の財源に充てるための貯金で、残高は2億4000万円です。
- 子ども夢基金…子どもを安心して育てることのできる環境づくりを推進する事業の財源に充てるための貯金で、残高は2億円です。

このほかに、国民健康保険事業基金、水と緑のまちづくり推進基金、育英事業基金、ふるさと応援基金、住民生活に光をそそぐ交付金活用基金があり、合わせて1億8000万円となっています。

多少の増減はありますが、基金全体では微増傾向で推移しています。



平成23年度末基金残高の構成 (単位:億円)



◎町債残高（まちの借金残高）

特別会計も含めた全会計の借金の残高は、平成23年度末で77億6000万円、このうち一般会計分は58億円になりました。とても大きな借金がありますが、新十津川町の財政が危険な状況であるかという、一概にそうは言えません。

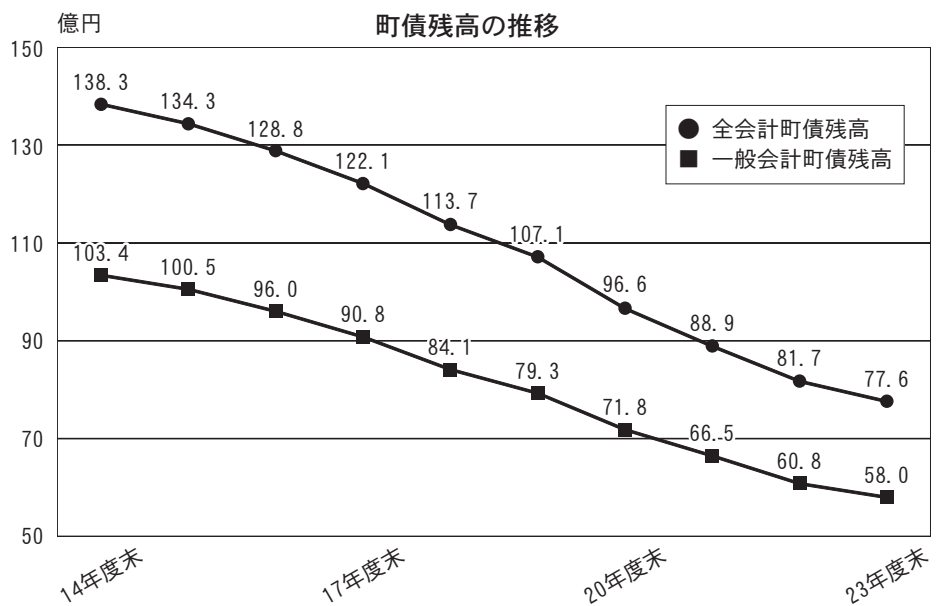
借金の償還金は、あとで国から普通交付税として交付してもらえるものがあります。例えば、ある建物を建設するとき、借金をしないで全てまちのお金で建設すると、建設費用全額がまちの負担になります。一方、借金をして建設した場合、あとから償還金に対して国が補てんをしてくれますので、実際のまちの負担額は、借金をしないで建設するより少なく済むのです。また、借金は長期間にわたって償還しますので、建物を建設したときの町民だけでなく、将来利用する町民にも負担をしてもらうことになり、負担の公平性を確保するという役割もあります。

このように、現在の新十津川町の借金は、お金が足りないから借りたのではなく、まちの負担を少しでも減らしたり、町民の負担を公平にする

ために計画的に借りたものなのです。町は、国から交付されるお金の条件が良いものを選んで借金をするように努めています。

なお、平成23年度末時点では、借金残高よりも、国から交付されるお金と、まちの貯金などの借金の償還金として使えるお金の合計額の方が大きくなっており、新十津川町は、借金をすべて返す財源が準備できている状況にあります。

また、行財政改革の一環として繰上償還を継続的に実施しており、年々借金残高は減少しています。



財政状況の推移

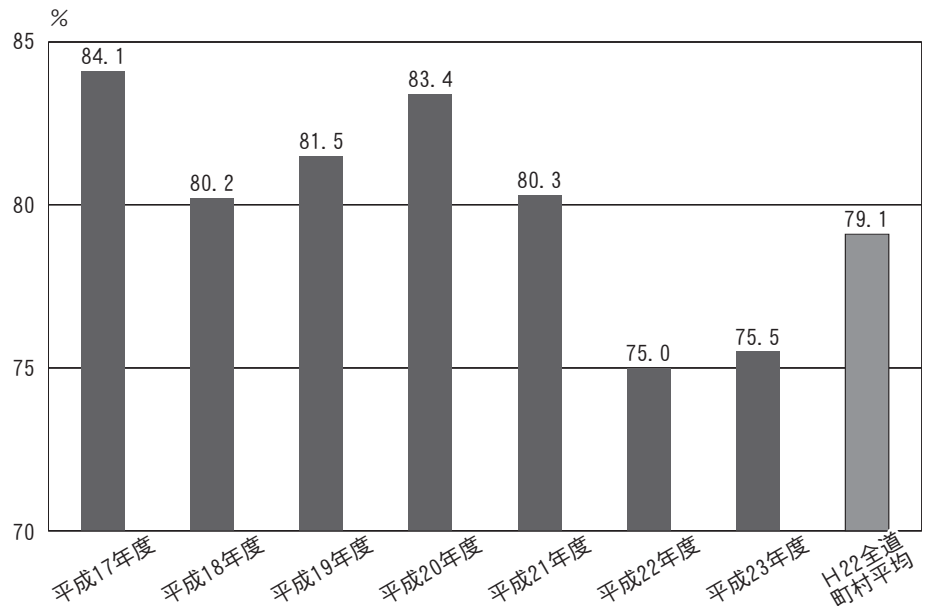
みなさんの税金で運営する市町村の財政は、公平で効率的な運用が求められます。その内容をチェックするための目安として、市町村は、さまざまな指標を算出し公表することになっています。

その中でも代表的な指標である経常収支比率と財政の健全性を判断するための健全化判断比率について、その内容と推移を説明します。

◎経常収支比率

町税や地方交付税などの固定的な収入に対して、人件費や借金返済などの固定的な経費がどれくらいあったのかを示す指標です。固定的な経費の割合が低いということは、裁量的な経費の割合が高いということです。そのため、「経常収支比率の低い方が財政運営に弾力性があり財政状況は良い」という考え方が一般的です。

本町の比率は、年々低くなる傾向で推移しており、平成22年度の全道町村平均と比較しても、良い数値となっています。



健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)は、自治体が自分のまちの状況を把握し、財政破たんを未然に防ぐための指標として算出するもので、法律によって公表が義務付けられています。

これらの指標は、まちの財政がどの程度赤字を抱えているか、借金の規模は財政運営に影響を及ぼさないかなど、財政の健全さを判断する基準となります。

すべての比率は、標準財政規模*を分母として算出され、低いほど良いものです。いずれかの指標が早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画を、財政再生基準以上となった場合は財政再生計画を定めることが求められます。

財政再生計画を定めた地方公共団体は財政再生団体となり、財政再生計画の同意を総務大臣から得なければ、地方債の起債が認められません。

※標準財政規模とは…

地方自治体の一般財源の標準の大きさを示す指標です。まちが自由に使える収入のうち、町税や地方交付税など毎年安定的に入ってくるお金の大きさを、サラリーマンの収入で言えば「所定内賃金」にあたります。平成23年度の新十津川町の標準財政規模は、約40億5000万円です。

◎実質赤字比率、連結実質赤字比率

まちの財政の赤字額がどれくらいあるのかを示す指標です。実質赤字比率は一般会計の赤字の大きさを示し、連結実質赤字比率は特別会計(国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計)を含めた5つの会

計の黒字額と赤字額を足し合わせて、まちの会計全体の赤字額の大きさを示す指標です。

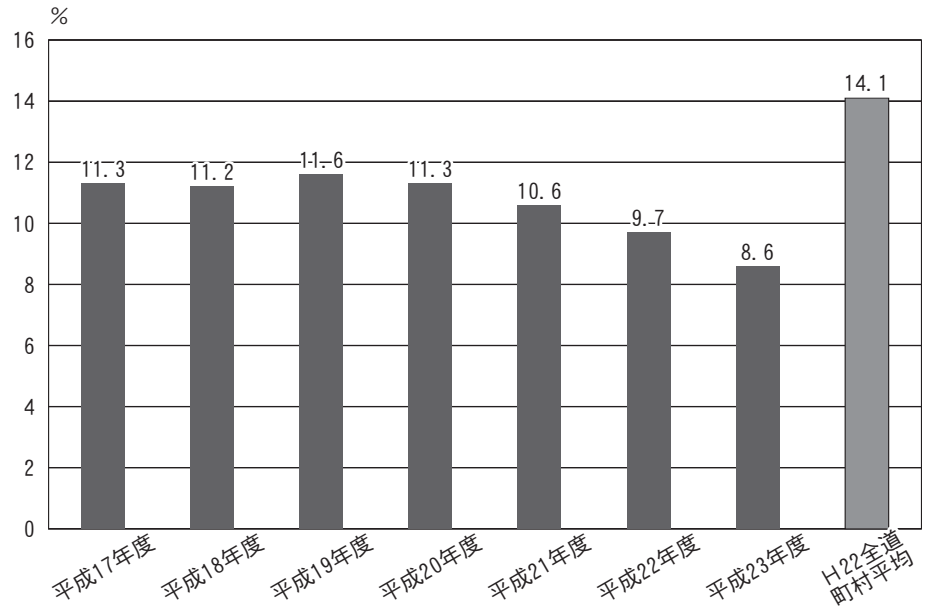
平成23年度決算ではいずれの会計も赤字はありませんので、実質赤字比率と連結実質赤字比率はゼロとなっています。

◎実質公債費比率

標準財政規模に対して、借金の返済がどれくらいあったかを示す指標です。まちの会計以外に滝川地区広域消防事務組合など新十津川町が参加している団体の借金の返済に対する負担なども含みます。

平成23年度の本町の比率は8.6%です。

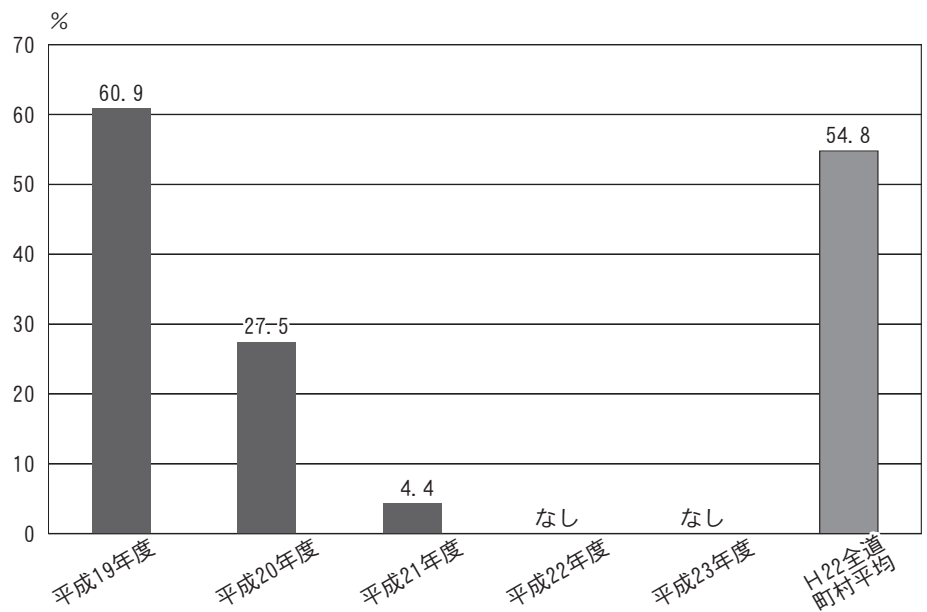
年々低くなる傾向で推移しており、平成22年度における全道町村平均と比較しても、良い数値となっています。なお、この比率の早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%です。



◎将来負担比率

借金の返済や、まちが支払うことを約束したお金（債務負担行為といいます。）など、将来にわたってまちが負担することになるお金から、負担の財源とすることができる貯金などを差し引いた額が、標準財政規模に対してどれくらいあるかを示す指標です。この比率が高いと、将来のまちの財政運営が厳しくなる可能性が高くなります。

本町は、貯金などの合計額が、支払わなければいけない金額を上回っているため、将来負担比率はゼロとなっています。



序章